

〔要望項目〕

1. 行政のあり方について

(ア) 東日本大震災被災自治体への支援内容及び実績を明らかにするとともに被災自治体を支援するために通年で職員派遣を行うこと。さらに、避難者受け入れ数と、生活保護申請・受給、介護保険申請・受給などの実態を明らかにすること。

〔回答〕(秘書課)

【支援内容及び実績】

3/11 岩手県へ柏原羽曳野藤井寺消防組合から緊急消防救助隊(大阪府隊)として、車両4台と述べ人員30名を派遣

3/12 教育委員会施設に、3/14 本庁舎ほか市の施設に募金箱を設置し、5/31 現在で、約1,100万円の義援金が集まる。日本赤十字社を通じて被災地へ送付。

3/23 アルファ米1,000食、ゴミ袋2,100枚、マスク10,000枚を支援物資として提供。大阪府が他市の分も取りまとめ被災地へ送付。

3/28 藤井寺市から被災地3県(岩手県、宮城県、福島県)へ、義援金300万円を寄付。

3/30~6/5 応援給水支援のため、岩手県へ職員2名を約1週間派遣、以降、順次交代にて給水活動に従事する。延べ10名の人的支援を実施。

4/4~4/11 岩手県の避難所運営等に従事するため、一般事務職員2名を派遣。

【通年での職員派遣】

行政改革の中で、職員数の削減に努めてきたことから、長期での職員派遣は厳しい状況にありますが、現在、被災地からの人的支援要請に対して、出来る限りの支援を行うべく、下記のとおり、準備をしているところです。

国土交通省・日本下水道協会より、被災地への土木職員の支援要請に対して、2名をリストアップ

岩手県からの人的支援要請に対して、一般事務職2名をリストアップ

【避難者受け入れ数】

現在のところ、公的な住宅等での避難者受け入れの事例はありません。

〔要望項目〕

(イ) 住民に対して責任ある仕事が遂行できるよう非正規(非常勤・嘱託・アルバイト・パート等)ではなく正規職員の増員を行うこと。また、住民の立場から正規・非正規は全く関係ないので、非正規職員にも正規職員と同じく研修を行い、住民に不利益を与えないこと。

〔回答〕(人事課)

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズへ迅速に、かつ的確に対応するためには、正規職員だけで対応するよりも定員適正化計画及び総人件費の抑制も視野に入れ、非正規職員を効果的、効率的に雇用することも有用な対策の一つと考えています。ただし、住民サービスの低下を招かぬことのないよう、また、将来の職員構成、組織の活性化等を勘案しながら、正規職員の採用に鋭意努力していきたいと考えています。

また、非正規職員に対しての研修につきましては、専門的な職員（嘱託員）については適宜、研修を行っています。

非正規職員に対しては、正規職員からの職場研修（OJT）を日常の職務の遂行に即して指導を行うことで、住民サービスの低下を招かぬように対応しています。

〔要望項目〕

（ウ）大阪府からの権限移譲については、体制が整っていないもとでの受託はせず拒否すること。

〔回答〕（総務情報課）

大阪版地方分権改革ビジョンに基づき、大阪府から市町村に対して特例市並みの権限移譲をめざした「権限移譲実施計画（案）」（平成 22 年度から 24 年度）が示され、本市では地域特性を踏まえ、市民生活の向上につながる事務については、主体的に地域の特性を生かした独自のまちづくりの推進を図ることができるよう対象 75 事務のうち 55 事務を受け入れるものです。

受入れに当たっては、効率的な人員の配置、必要な組織機構の見直しを図るとともに、大阪府の研修会への参加、職員研修生の派遣、市町村サポートチームによる支援等を活用しながら、事務が効率的に運用できるように努めてまいります。

〔要望項目〕

2. 国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げ、協会けんぽ保険料なみの払える保険料にすること。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など困難な世帯に対する条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。

〔回答〕（保険年金課）

一般会計からの繰入については、平成 22 年度予算におきまして法定分に加えて 7,000 万円を繰入していただいております。また、保険料につきましては、前年度に引き続き、総所得額の減少が想定より大きくなったものの、前述の繰入のほか、改正国保法等に基づき都道府県が創設する広域化等支援方針によります国の調整交付金の減額解除等を勘案して料率を設定した結果、40 歳代夫婦・子供 2 人、所得 200 万円の世帯で平成 22 年度では前年度より約 1 万円の引き下げに加え、このたび平成 23 年度では、更に約 8 千円の引き下げとなりました。

しかしながら、国保財政を取り巻く環境は依然厳しい状態が続いており、国や府に対し、国保財政の長期的安定化のための恒久的な財政支援策について、大阪府市長会及び近畿都市国民健康保険者協議会などを通じて強く要望を続けて参ります。

続きまして、保険料の減免につきましては、災害により生活が著しく困難になった者、

またはこれに準ずると認められる者について、当該被保険者の申請によって行っておりません。

なお、保険料の減免基準は、平成 17 年度からは、生活保護基準額の 1.3 倍以下に、平成 20 年度には、年金所得者を含む世帯に特別控除として 60 万円を設定するとともに、生活保護基準額の 1.36 倍以下に引上げを図っております。また従来より減免基準額には、障害者やひとり親に対します加算をしております。さらに、平成 21 年度からは非自発的な辞職に伴い国民健康保険の被保険者となった者が減免申請する場合、収入の認定方法において特例を設けて対応しており、今年度も継続して参ります。

また、国保法第 44 条にもとづく一部負担減免につきましては、平成 14 年 4 月 1 日に要綱を制定し、実施いたしております。

最後に、減免制度の周知につきましては、ホームページや広報紙に掲載しておりますが、より分かりやすく周知するよう努力して参ります。

〔要望項目〕

資格証明書発行をやめるとともに貧困を作り出す差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付（留め置き）は厚生労働省通知どおり行わないこと。高校生世代までのこどもに対しては 1 年間の保険証を確実に届け、万が一届いてなくても医療機関からの照会で確認できれば保険証所持と同様の取り扱いとすること。

〔回答〕（保険年金課）

資格証の発行は、保険料の納期限から 1 年を経過するまでの間に保険料を納付しない場合において、災害その他の政令で定める特別な事情があると認められる場合を除き、被保険者証の返還において弁明の機会を待って、被保険者資格証明書の交付を行うとなっております。保険料を滞納している被保険者であっても、直ちに被保険者証の返還と、被保険者資格証明書の交付を行うものではありません。

差し押さえについては、督促・催告等を通じ納付相談・指導などを行う中で、相談・指導に応じない方で十分な負担能力があるにも拘らず納付履行に応じない時の措置であります。

短期証については、窓口更新を通じて滞納世帯との接触の機会を増やし、きめ細やかな納付相談を行うために取り組んでいます。高校生世代までのこどもについては、窓口更新時に 1 年間の保険証を発行していますが、窓口更新に来られない場合は、郵送・訪問等を通じて届けています。

〔要望項目〕

国民健康保険運営協議会委員を広く市民から公募すること。運営協議会を公開し、傍聴を認める、資料を配布すること。また、市民の意見陳述を認めること。

〔回答〕（保険年金課）

運営協議会委員の公募につきましては、導入を図るため選考方法等について調査研究を行ってまいりたいと存じます。

次に、運営協議会の公開についてですが、藤井寺市では平成 22 年 7 月に「藤井寺市会議の公開に関する指針」を策定しており、国民健康保険運営協議会もその対象となっています。会議・資料等につきましては、指針の公開基準に基づき、原則公開となります。

これからの協議会の公開につきましては、審議事項等を指針の公開基準に照らし合わせて決定して参ります。

最後に運営協議会においての市民の意見陳述につきましては、運営協議会が被保険者をはじめ各方面からの代表を委員として、国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換や調査、審議、市長への意見の具申等を行うために設置されたものであることから、この場が広聴を行うものではないと考えます。

〔要望項目〕

特定健診は以前の住民一般健診内容と同等のものとし費用は無料とすること。特に、がん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。

〔回答〕(健康課)

本市では、従来的一般健康診査と同等の健診を行うため、特定健診に詳細項目を追加した住民健診を実施していますので、これまでと同等以上の健診になっております。特定健診は無料で実施しておりますが、追加健診は受益者負担の観点から、一部負担金として 500 円を負担していただいております。

がん検診につきましては、健康増進法に基づき、市立保健センターで胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診を集団で、また子宮がん検診は個別でも実施しております。本市の厳しい財政状況から、費用の一部を自己負担していただいております。

本市では、がん検診の受診率向上のため、胃がん、大腸がん、肺がん検診の 3 つを同時実施できる日を増やすとともに、乳がん、子宮がんの同時実施日を設けています。

これまで、特定健診等は個別の医療機関で実施し、がん検診は主に保健センターで集団実施をしておりますが、今後、市民の利便性を高めることができるよう考えてまいります。

〔要望項目〕

後期高齢者医療保険制度の保険料については独自減免などを検討するとともに短期保険証・資格証明書の発行をしないこと。

〔回答〕(保険年金課)

保険料の減免については、広域連合の定める基準で行っています。

短期保険証・資格証明書についても広域連合の基準に基づき対応しており、短期証については、滞納者との接触の機会を増やし、きめ細やかな納付相談を行うために取り組んでいます。

〔要望項目〕

大阪府広域化支援方針の内容は全国にない収納率に 4 つもの目標やハードルを掲げる

非常に厳しいものである。さらに大阪の場合、広域化しても財政の困難さは全く解決せず、スケールメリットどころか保険料値上げや減免の廃止、健診の後退しかまねかないことを理解し、広域化に安易な期待をせず、国庫負担増など国に強く要望すること。

〔回答〕(保険年金課)

府内の平均収納率が全国平均に比して低水準で推移していることから、保険財政の健全化はもとより被保険者の負担の公平性の観点からも、収納率の向上は国保運営上の重要課題となっており、これについて、以前より府と市町村は全国平均の水準に近づけることを目標に取り組んでいくこととしており、国保広域化に向け、特に取組みを強化する必要から、今回の目標収納率が設定されたものです。本市における平成 21 年度保険料収納率(現年分)は 84.38%で、府平均 85.78%を 1.4 ポイント下回っており、収納率の向上が課題となっています。

また、国民健康保険は社会的・経済的に弱い方々を多く受け入れなければならないことから構造的な財政等の問題を抱えつつ、急速な高齢化の進展や長引く経済の低迷などにより、財政運営は非常に厳しい状況が続いています。

加えて、近年の疾病構造の変化や医療技術の進歩によって医療費の増加に歯止めがかからず、その負担増を被保険者の方々の保険料に転嫁していくことや、市が保険料の高騰を抑制するために一般会計より繰り出しをすることには限りがあり、あわせて、同じ窓口負担や給付を受けるにも関わらず、道路を隔てた隣の市町村と保険料が異なり、その差が顕著なものとなってきています。

これらのことから、財政の安定化、負担の公平化、事務の効率化を図り、制度の持続性を高めるために国民健康保険の広域化が課題となっており、本市のように規模の小さい自治体で国民健康保険事業を運営していくには限りがあり、広域化が必要と考えています。

しかしながら、広域化に際しましては、現行の仕組みのまま広域化をただただ国民健康保険の課題が解消されるものではありません。

そのため、本市におきましては、国や大阪府に対して、国や府の負担・責任が明確化された上で、より強化された財政基盤での広域化に実現や、広域化が被保険者や市町村の負担増とならないこと、広域化支援方針の策定、見直しの過程ができる限り可視化できるよう要望しています。

また、現行の制度においても国庫負担金の負担割合の引き上げについても同様に要望しています。

〔要望項目〕

3. 介護保険・高齢者施策について

介護保険料を引き下げること。給付見込み額に不足が生じる場合は、一般会計から繰り入れ、高齢者の保険料負担が増えないようにすること。低所得者の介護保険料を軽減するために、非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する多段階化をはかること。介護保険料の減免制度を大幅に拡充すること。

〔回答〕(高齢介護課)

介護保険料および一般会計繰入金等の介護給付費の財源内訳・負担率については法令等により規定されています。

高齢者、特に低所得者の保険料を軽減する方法として、さらなる多段階化の有効性については、先行市町村の状況把握に努めます。

介護保険料の減額制度については、広報紙への制度掲載を年1回から年2回にし、周知の機会を増やしております。

〔要望項目〕

国に対し介護保険料の年金天引き(特別徴収)の強制をやめ納付方法については選択制とすることや国庫負担を大幅に引き上げるよう求めること。

〔回答〕(高齢介護課)

現状のままの財源構成で、納付方法の選択制の実施のみを求めることは、制度運営上困難であると思われます。

また、国庫負担率の引き上げについては、市長会を通じ国に要望しているところです。

〔要望項目〕

介護給付費準備基金残高については、全額被保険者に還元すること。

〔回答〕(高齢介護課)

第5期保険料算定における介護給付費準備基金残高の取崩しについては、本市において、第4期期間中に保険料を改定した経緯を踏まえ、適切に対応いたします。

〔要望項目〕

入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

〔回答〕(高齢介護課)

第4期計画において、小規模特養1か所(29床)とグループホーム2か所(36床)の整備を計画し、グループホーム2か所については、事業者の応募があり平成22年度に1か所、平成23年度に1か所整備されますが、小規模特養については再三の募集にもかかわらず、現在まで応募がありませんので、第5期においても引き続き募集を行う予定です。

〔要望項目〕

国の法改正案にある「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」は、要支援者の保険給付を削減することにつながるものであり、法制化しないよう国に要望すること。また、制度化された場合でも実施しないこと。

〔回答〕(高齢介護課)

「保険者判断による予防給付と生活支援サービスの総合化」については、財源など具体

的な内容が通知されておらず、現時点で評価できないため、今後情報収集に努めます。

〔要望項目〕

介護サービス利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。施設利用者の食費・部屋代の低所得者軽減（補足給付）を改悪しないよう国に求めること。介護保険施設・居住系サービスの居住費について軽減措置を講じること。

〔回答〕（高齢介護課）

介護サービス利用料の軽減制度については、介護保険制度創設時から、高齢介護サービス費支給制度があり、さらに平成 21 年度末から、高額医療合算介護サービス費支給制度が本格的に運用開始されているところです。

補足給付については、特養に限れば入所者の約 7 割が利用されており、低所得者の制度利用に欠かせないものとなっています。

居住系サービスへの範囲拡大については、社会保障審議会の意見を経て国で決定されるものと理解しています。

〔要望項目〕

不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

〔回答〕（高齢介護課）

サービスを制限する「ローカルルール」は設けていません。

〔要望項目〕

「大阪版権限移譲」に基づく事業者指定・指導監督権限の市町村丸投げに追随せず、大阪府に中止を求めること。

〔回答〕（高齢介護課）

「大阪版権限移譲」については、現時点で受けられる体制は整っていないと考えています。

〔要望項目〕

「地域包括ケア」を実現するために、自治体として責任を果たすこと。そのためにすべての日常生活圏域で悉皆調査の実施によるニーズの把握を行うこと。第 5 期介護保険事業計画策定にあたっては、日常生活圏域ごとに住民・高齢者・利用者家族・事業者等の参加する「日常生活圏域部会」を設置し、住民参画を徹底すること。

〔回答〕（高齢介護課）

日常生活圏域ニーズ調査については、全市域を対象に抽出調査を行います。

第 5 期介護保険事業計画作成にあたって、市民代表・老人クラブ代表・事業者等の参加する委員会に諮問しています。

〔要望項目〕

状態が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善するため、実態調査を行い改善措置を講じること。

〔回答〕(高齢介護課)

平成 21 年度の要介護認定の改定の際は、従前の認定より軽度に判定される事例が多かったため、国の再改定前に調査員に対し、調査員特記記載の依頼を行ったところです。

今後も、要介護認定の動向については注意してまいります。

〔要望項目〕

4. 生活保護について

生活保護の実施体系に関して、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。

〔回答〕(福祉課・人事課)

本市においても、国の標準数に比べてケースワーカーの実職員数が下回り（ケースワーカー 7 名と査察指導員 1 名が不足）、セーフティネットの足元が揺らいている現状を認識しています。扶助費の増加に対する対応も含め、もはや 1 自治体での対応は限界を迎えていると思われませんが、本市としては、現状で対応できる可能な限りの対策が必要と考えています。

限られた財源の中で、多くの行政需要への対応に努めなければならない状況の中で、組織全体の配置を考慮すれば、特定のセクションのみを増員することは難しいのが現状です。そこで本市の生活保護担当においては、昨年度には、面接相談員 1 名、今年度には年金調査員 1 名の嘱託員（非正規職員）を増員し、来訪者に対して、真摯に対応できるよう、実施体制の整備に努めるとともに、訪問管理、医療管理及び就労支援等を含んだ生活保護電算システムを導入し、業務の効率化にも取り組んでいます。

また、本市では定期的に組織全体を見据えた人事異動等を行っています。組織の活性化、職員の士気高揚のためにも流動的な人事異動は必要です。生活保護担当に限らず、各職場においては日頃からベテラン職員より経験の浅い職員に業務を引き継ぎ、人事異動があった場合でも業務に支障がきたさないように対応しています。

業務の更なる効率化、人材育成を図るよう、鋭意努力していきたいと考えています。

〔要望項目〕

申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度をわかりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること。さらに申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。

〔回答〕(福祉課)

「生活保護のしおり」は、現在、希望される来訪者に対し、いつでもだれでも、お渡ししております。また、内容につきましては、先進市のものを参考にさせていただいております。

ます。

〔要望項目〕

通院のための移送費の認定について、平成 22 年 3 月 12 日付厚生労働省通知に基づき受給者に対して周知徹底を行うこと。

〔回答〕(福祉課)

通院移送費に関しては、被保護者の通院状況を見ながら、担当ケースワーカーが周知しているところです。今後も通院移送費について制度周知に努めてまいります。

〔要望項目〕

「休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

〔回答〕(福祉課)

修学旅行などの対応につきましては、事前に被保護者から相談があれば、受給証明証を発行、医療機関が指定を受けていることを確認して、受診するように指導しているところです。緊急時につきましては、後日、医療機関と福祉事務所との連絡で対応しているところです。

〔要望項目〕

自動車保有がなければ生活および仕事ができない場合は保有を認めること。

〔回答〕(福祉課)

無条件での保有は認めることはできませんが、生活保護手帳に記載されている要件に該当するならば、認めているところです。

〔要望項目〕

実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

〔回答〕(福祉課)

就労指導する場合は、被保護者、就労指導員、ケースワーカーと 3 者で話し合い、本人の同意のもと、本人の希望、適正、経験等を聴取し、求職活動をサポートしているところです。

〔要望項目〕

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。

〔回答〕(保険年金課)

本市におけるこどもの医療費助成は、外来・入院とも所得制限なしで、小学校就学前までは現物給付（府内受診のみ、他府県受診は現金給付）を行っております。（自己負担あり）

平成 20 年 7 月からは、入院について小学校 1 年生から 3 年生まで、平成 22 年 4 月からは小学校 6 年生まで現金給付で助成の対象を拡大しております。（自己負担あり）

今後も大阪府の医療費助成制度の動向を踏まえつつ、検討していきたいと考えております。

現行の大阪府の医療費助成制度

所得制限あり。入院は小学校就学前まで。

通院は 3 歳に達した日の属する月の末日まで。

自己負担あり。現物給付は府内受診のみ。他府県受診は現金給付。

〔要望項目〕

全国最低レベルの妊婦検診を全国平均（14 回、85,000 円）なみの補助とすること。

〔回答〕（保険年金課）

本市を含む大阪府内の市町村では、妊婦健康診査の公費負担額が全国平均と比べて低い状況となっております。

本市では、平成 20 年度まで、2 回で 12,100 円、21 年度～22 年度まで、14 回で 37,500 円、23 年度からは 14 回で 51,500 円の補助を行い、厳しい財政状況の中ではありますが、徐々に公費負担額を増額してきているところです。

本市としましては、妊婦健康診査の公費負担額を増額を大きな課題と認識しており、国等の補助金制度の動向を見ながら、今後とも予算の確保に努めていきたいと考えております。

〔要望項目〕

就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第 1 回支給月は出費のかさむ 4 月にできるだけ近い月とすること。

〔回答〕（教育総務課）

・適用条件

藤井寺市においては、従前より、課税所得金額 61 万円以下という基準をとっている。

・手続きについて

手続き箇所は、「教育総務課」と「学校通じての提出」と両方を採用している。

・第 1 回支給月について

現在、藤井寺市では、4 月の始業式翌日より、一週間程度の申請期間を設けている。その期間に約 800 件の申請を処理するが、例年書類の不備（印抜け、記載もれ）や期間を過ぎても毎日大量に申請があり、事務がスムーズに進まない状態である。

そのような状況の中、5 月の連休明けには決定をしている。その後、学校での確認後に、請求が届き、支払い手続きを行うという流れである。

最初の支払いは会計室の伝票締切日の関係もあり、早くても5月末になってくる。

〔要望項目〕

全国最悪の中学校給食実施状況を踏まえ、自校方式の完全給食を実施すること。

〔回答〕(教育総務課)

・藤井寺市・柏原市両市間で3月25日、中学校給食実施に向けての協議会設置に関する協定書が交わされ、中学校給食のあり方や実施に必要な施設等を調査および研究する協議会を設置している。

その中に、2つの検討委員会を置き、自校式も含めて様々な観点から中学校給食の実施についての検討を行っているところである。

橋下大阪府知事が中学校導入促進事業補助制度として平成23年度から27年度の5年間で246億円の補助金を設定したこと、また藤井寺市長の所信表明においても、中学校における完全給食実施の早期実現を掲げていることもあり、今年度中に一定の方向性を出す予定であります。

〔要望項目〕

子宮けいがんワクチン・ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン・新型インフルエンザワクチンを無料接種とすること。

〔回答〕(健康課)

子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンにつきまして、本市では、平成22年度よりそれぞれの対象者に全額公費負担で実施しております。

また、インフルエンザワクチンにつきましては、65歳以上のかたを対象に自己負担金1,000円で接種できるよう差額を公費負担し実施しております。

なお、インフルエンザの発生状況等によりましては、国・府等の動向も踏まえ考えてまいります。

〔要望項目〕

子どもに関する諸施策について住民に周知し申請権を保障するために、わかりやすいパンフレット・ハンドブックなどを作成し配布すること。

〔回答〕(子育て支援課)

子どもに係る各種サービスを「子育てマップ」として取りまとめたものを発行しています。今年度も23年度版を作成予定です。

冊子については、窓口で配布しています。

〔要望項目〕

6. 障害者施策について

障害福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。
また、支給決定の一人ひとりの生活実態や障害の状態を充分考慮し、必要なサービス

と支給量が決定されるようにすること。

〔回答〕(福祉課)

ガイドラインは作成しておりませんが、障害者福祉サービスの支給決定につきましては、障害者一人ひとりの身体または精神の状態、介護者の状況など障害者の置かれている環境などを十分考慮することにしており、障害程度区分、障害種別によりサービスの種類に一定の制約を課すことなく、支給量の決定をしています。

〔要望項目〕

大阪府の重度障害者医療費助成制度が後退することのないよう府に強く働きかけるとともに、制度が見直されたとしても、市町村において制度の維持・拡充をはかること。

〔回答〕(保険年金課)

現在、本市では大阪府の助成対象と同じ基準で助成を行っております。大阪府で福祉医療制度の見直しが検討されておりますが、今後の動向を見守りつつ、大阪府に対して制度が後退することのないよう要望していきたいと考えております。

〔要望項目〕

指定障害福祉サービスに関する認可等権限移譲を大阪府からうけるにあたっての準備状況等を明らかにすること。さらに準備が出来ない状況であれば受託はせず拒否すること。

〔回答〕(福祉課)

現在の体制では、受け入れは難しいと考えております。